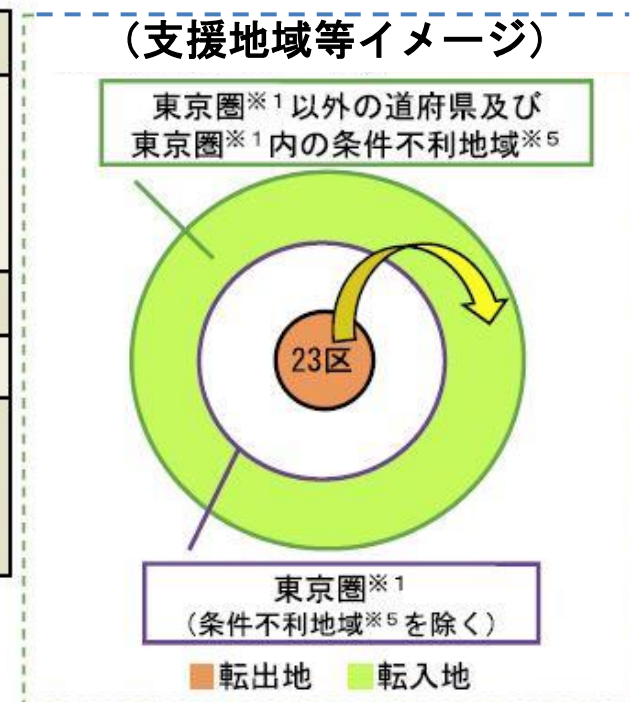


移住労働者支援事業補助金について

目的	東京圏※ ¹ からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
支援対象者	以下の①から③の全ての要件を満たす者 ① 23区在住者又は23区への通勤者※ ² ② 東京圏※ ¹ 以外の道府県に移住した者※ ³ ③ 移住地で中小企業等※ ⁴ に就業又は起業した者
事業主体	地方公共団体
支援内容	移住に要する費用など
支給金額	中小企業等※ ⁴ に就業した場合 最大100万円 (国 50万円、都道府県 25万円、市町村25万円) 起業した場合 最大300万円 (上記に加え、国 100万円、都道府県 100万円)



- ※1 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県。
- ※2 東京圏在住の23区への通勤者のうち、条件不利地域※⁵在住者を除く。
- ※3 東京圏の条件不利地域※⁵に移住した者を含む。
- ※4 地方公共団体がマッチング支援の対象※⁶とした中小企業等に限る。
- ※5 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。
- ※6 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。

